

国民健康保険の給付について

病気やケガをしたとき、病院などの窓口で保険証を提示すれば、医療費を一部支払うだけで、次のような医療を受けることができます。

- ・診療、治療、薬や注射などの処置
- ・入院および看護（入院したときの食事代は別途負担）
- ・在宅療養（かかりつけの医師による訪問診療）および看護
- ・訪問看護（医師の指示による）

自己負担割合

義務教育就学前	2割
義務教育就学後 70歳未満	3割
70歳以上 75歳未満	2割（※） 現役並み所得者 3割

※昭和19年4月1日以前生まれの人は、特例措置として1割に据え置かれています。

療養費の支給（いったん医療費の全額を自己負担したとき）

次のような場合に、申請すると費用の一部があとで払い戻されます。

医療費等を支払われた翌日から2年を過ぎると申請できませんので、ご注意ください。

こんなとき	申請に必要なもの
やむを得ない理由で、保険証を持たずに治療を受けたとき	領収書、診療報酬明細書（※受診した医療機関で発行） 通帳など振込先がわかるもの、印かん
勤めていた会社の保険証で資格喪失後受診し、後日医療費を返還した場合	前の健康保険に返還した返納金の領収書、 診療報酬明細書（※医療費返還後、以前加入の健康保険から発行）、通帳など振込先がわかるもの、印かん
コルセットなどの治療用装具を作ったとき	領収書、医師の診断書 通帳など振込先がわかるもの、印かん
はり・きゅう・あんま・マッサージ師の施術を受けたとき（医師の同意が必要）	領収書、医師の同意書、施術内容明細書 通帳など振込先がわかるもの、印かん

出産育児一時金の支給

被保険者が出産したとき（妊娠 12 週（85 日）以降の死産・流産を含む）に、出産育児一時金として 404,000 円が支給されます。

※「産科医療補償制度」に加入している分娩機関で出産した場合 420,000 円支給となります。

※ただし、以前加入していた会社等の健康保険から出産育児一時金が支給できる場合は、国保から支給することはできません。

こんなとき	申請に必要なもの
出産育児一時金	分娩費用明細書（病院が発行した費用額がわかるもの）、 通帳など振込先がわかるもの、印かん

葬祭費の支給

被保険者が亡くなったとき、葬儀を行った人に、葬祭費として 20,000 円が支給されます。

こんなとき	申請に必要なもの
葬祭費	葬儀を行った人の 通帳など振込先がわかるもの、印かん

交通事故などにあつたとき

交通事故や他人の飼い犬にかまれたなど、第三者から傷病を受けた場合も、国保を使って治療をすることができます。その場合は、必ず国保に届出をしてください。

第三者行為が原因の医療費は、本来、加害者が負担するべきものです。届出をすることにより国保で医療費を一時的に立て替えて、あとで加害者に請求します。

加害者と示談が成立してしまうと、示談の内容が優先され、国保から加害者に請求できなくなることがあります。

[交通事故等にあつたとき（沖縄県国民健康保険団体連合会へリンク）](#)

保険証が使えないとき

次のように、病気とみなされないときや、ほかの保険が使えるときなどは保険証が使えませんので、ご注意ください。

- 健康診断・人間ドック
- 予防注射
- 正常な妊娠・出産
- 経済上の理由による妊娠中絶
- 美容整形
- 歯列矯正
- 仕事上の病気やケガ（労災保険の適用）